

〔連載〕景品表示法ヒストリー 広告規制の背景と変遷をたどる vol.4

観光土産品など食品関係の 表示適正化の取り組み

柳田国際法律事務所
エキスパート・アドバイザー
山本 和史

やまもと たかし
1978年東京大学法学部卒業、同年公正取引委員会事務局入局。パリ第二大学大学院を経て、外務省欧州共同体日本政府代表部一等書記官・参事官を務める。公取委では経済取引局消費者取引課長、審査局長、経済取引局長等を歴任し、2011年事務総長。2014～23年同委員会委員。2023年より現職。

食品関係の不当表示に対する法執行

1962年に景品表示法ができてからの公正取引委員会（公取委）の不当表示に関する法執行を見ると、数年の間は不動産分野が運用の重点になっていましたが、1966年には景品表示法を専門的に運用する景品表示課が新設され、1967年からは不当表示に関する排除命令件数が大きく増加し、また、法執行の対象も加工食品や観光土産品といった食品関係の不当表示の問題に広がっていきました。

レモン飲料

1967年1月ごろに寄せられた一般消費者の投書をきっかけに、公

取委は市販されているレモン飲料を試買して分析検査を行い、瓶の表示や新聞、テレビ等の広告について調査を行いました。その結果、「新鮮なレモンのびん詰、しぼる手間がかかりません」などと記載し、レモン飲料がレモン果汁そのままのものであるかのように表示していながら、実際にはほとんどのものが化学的に合成されたレモン飲料（水にクエン酸、香料、着色剤、少量のレモン果汁等を配合したもの）であり、使用されたレモン果汁は多いもので10%、少ないものでは1%未満でした。このため、公取委は、1967年の5月と6月に合計10件の排除命令（商品の品質についての優良誤認表示）を行いました。

当時、レモン飲料については、マスコミ媒体を大量に駆使した広告が行われていたことから、事件は新聞、テレビなどに大々的に報道され、公取委が本格的なマスコミ広告の不当表示を問題としたという点で画期的な事件でした。

公取委による調査・排除命令を契機として、業界内部で自主規制の機運が高まり、日本果汁協会が中心となって表示の適正化のための基準を

定める準備が進められ、1967年10月に「合成レモンの表示に関する公正競争規約」が認定されました（2018年廃止）。

観光土産品

観光土産品については、景品表示法の制定当時から、消費者からの苦情や正の要望が多く、その多くは、食品や菓子類の観光土産品のアゲゾコ、ガクブチなど、過大な容器・包装に関するものでした。当時は、旅行に出ると家族や友人に土産を贈るのが当たり前のような習慣があり、観光土産品は庶民の重要な買い物でしたが、1回限りの旅行者や、あまり商品知識のない修学旅行の学童が買うものであることから苦情が寄せられていたのです。

ところで、「表示」という言葉は、実際には種々の意味で用いられますが、景品表示法の対象となる「表示」については、同法の2条2項において公取委が指定するものをいうと定められていました（当時）。公取委は、1962年に告示を定めて、景品表示法上の「表示」を、①商品、容器または包装等による表示、②見本、ビラ等による広告、③ポスター、看板等による広告、④新聞、雑誌等に

よる広告の4つの類型に分けて具体的に規定しました。この「表示」の指定は、広告等の中から特定ものを抽出するという趣旨のものではなく、当時用いられていた広告手段のほとんどを網羅するものでした（1998年12月にインターネット等による表示を追加）。

このうち、①の類型については、商品の容器や包装に印刷された文字等のみならず、容器自体や包装自体の形態、色、大きさも景品表示法上の「表示」に含まれます。特に容器や包装の大きさは内容量を表現するものであることから、観光土産品の過大包装は有利誤認表示に該当するのです。

観光土産品の過大包装の問題は、包装を開ければ一見して分かり、また、対象は地方の特産物であるので、公取委は、1963年以降、年2回程度、全国の著名観光地において観

光土産品を試買し、東京と各地方事務所のある都市において、消費者代表や関係業界などの出席を得て公開試買検査会を開催し、不当表示と目されるものについては是正させるなどの措置を取っていました。この試買検査会は、地方テレビ局等の報道の対象になったので、不当表示規制についての良い広報活動となりました。

観光土産品については、後述の通り、1966年2月に表示に関する公正競争規約が認定されて業界の自主規制が進められましたが、業界の一部には著しく過大な包装を行うものが絶えなかったこと、また、依然として消費者からの苦情も多かったことから、公取委は、1967年度から1970年度までの間に67件の排除命令（商品の内容量についての有利誤認表示等）を行いました。

食品関係の表示に関する自主規制

食品関係の表示については、観光土産品の公正競争規約が1966年に認定されて以降、1970年末までの間に、マーガリン、前記の合成レモン、食品のり、牛乳、食品缶詰

め等の13品目の公正競争規約が認定され、公正競争規約の多くは食品関係のものでした。

観光土産品の公正競争規約

食品関係では最初のものとなる観光土産品の表示に関する公正競争規約は、全国観光土産品公正取引協議会設立発起人会（代表＝門倉国輝・コロンバン社長）から申請が行われ、1966年2月に認定されました。

前記のように、観光土産品についての苦情の多くは過大な容器・包装についてのものでした。関係者の方の話を読むと、「景品表示法ができる前ですが」規約ができた直接のものは、神戸の生徒が箱根に修学旅行に来てお土産を買ったところ、非常に箱ばかり大きくて、中身が少なかつたということで、小田原の商工会議所の方に苦情が持込まれたこと」であり、「中身が20%ぐらいのものがずいぶん幅をきかしたというふうな感じの時代」でした。

観光土産品の公正競争規約は食品類を対象としています。規約では、アゲゾコ、ガクブチ、メガネ（眼鏡風の透いて見えるところだけに中身があるもの）、アンコ（表面に商品を並べただけで下は紙片・木片（アンコ）

が詰めてあるもの）、十二単衣（何枚もの包装紙でくるんで中身は少ないもの）等を形態別に挙げて、外見上商品がいつばい詰まっているかのよう内容量を多く見せかける過大な容器、包装を禁止しました。また、商品名等からある種の原材料を含んでいるかのように誤認されるおそれがあるものについて、その商品の主原材料名等の表示を義務付けました。

◇

公正競争規約ができたのに伴い、各都道府県に地方の協議会が設立され、以後、試買検査会や認定審査会など、協議会を通じて自主規制が良心的・効果的に行われました。

（参考文献）前号までに掲載したものを除く。

※ 前田商次・全国観光土産品公正取引協議会事務局長「公正取引協議会の現状と課題」上・下（公正取引）1979年3月号、4月号）
佐野吉弘「最近の景表法違反事件」（公正取引）1968年9月号。松浦康一「合成レモンの表示に関する公正競争規約の認定」（公正取引）1968年1月号。鈴木常雄「観光土産品の表示に関する公正競争規約」の認定（公正取引）1966年4月号。



毎日新聞（1968年1月10日）▲